

札幌市総合教育会議の傍聴に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、札幌市総合教育会議運営要綱第6条の規定に基づき、札幌市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付票にその住所及び氏名を明記し、係員の指示を受けなければならない。

2 団体で傍聴しようとするときは、代表者は、あらかじめその旨を市長に申し出なければならない。

（傍聴できない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- （1）凶器その他の危険物を持っている者
- （2）示威のため、旗、プラカード、拡声装置等を持っている者
- （3）酒気を帯びていると認められる者
- （4）その他、市長が会議の秩序維持のため必要があると認めた者

（議場への入場禁止）

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。

（傍聴人員の制限）

第5条 市長は、傍聴席等の都合により、傍聴人員を制限することができる。

（傍聴人の遵守事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- （1）市長及び教育長並びに教育委員その他出席者の言論又は協議及び調整事項に対し可否を評しないこと。
- （2）みだりに傍聴席を離れないこと。
- （3）飲食、喫煙をしないこと。
- （4）静粛を守り、私語談笑しないこと。
- （5）その他会議の妨害となる行為をしないこと。

2 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をする場合は、市長の許可を得なければならない。

（傍聴人の退場）

第7条 市長は、会議を公開しないこととしたとき又はこの要領に違反した者がいるときは、退場を命ずることができる。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。